
第20回当別町農業委員会総会議事録

日 時 平成31年1月31日（木） 午後4時00分開会

開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

1 出席委員（14名）

1番 秋吉稔之
2番 山田裕一
3番 岸本辰彦
4番 青山眞士
5番 稲村勝俊
6番 菊田 実
7番 佐 史
々木 章 史
9番 森本 茂
10番 吉成 賢二
11番 古熊 健一
12番 狩野 菊恵
13番 且見 英和
15番 泉 和浩
16番 重原 昌章

2 欠席委員（1名）

8番 石田 秀人
14番 才田 利幸

3 出席事務局職員

事務局長 高松 悟志
事務局次長 高田 訓之
主事 板木 誠也

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」
日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」
日程第6 議案第3号「当別農業振興地域整備計画の変更に対する意見につい

て」

日程第7 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」

日程第8 議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」

日程第9 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」

議 事 次 第

< 開会宣告 >

議 長 只今の出席委員14名、定足数に達しておりますので、第20回当別町農業委員会総会を開会いたします。

議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

< 日程第1 議事録署名委員の指名 >

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしの声がございましたので、7番佐々木委員、9番森本委員を指名いたします。

< 日程第2 会期の決定 >

議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

< 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について事務局より報告させます。

事務局次長 先月の総会終了以降の会務報告を申し上げます。

1月7日(月)には、1月1日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付を行っております。また、同日に「平成31年当別町新春町民の集い」が田西会館で開催され、会長ほか8名の委員が参加しております。

1月13日(日)には「平成31年第71回当別町成人式」が開催され会長が出席しております。

1月30日(水)には「平成30年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会」が札幌で開催され、狩野委員が出席しております。
以上でございます。

< 日程第4 議案第1号 >

議 長 日程第4 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」ご説明申し上げます。

今回、願い出がありましたのは、番号1番から3番の3件でございます。内容につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えております。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第1号については、承認することに決定をしようか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第1号については、承認とすることに決定いたしました。

< 日程第5 議案第2号 >

議 長 日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番から3番の3件でございます。番号1番は、当該地を生前贈与により後継者が譲り受けるものであります。番号2番と3番の譲受人は、当該地を譲り受け、農作業を取り入れた就労支援事業を行うものであります。

今回の申請につきましては、お手元にあります議案第2号資料「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準となる農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

森本委員 確認ですが、社会福祉法人ゆうゆうは就労支援事業を実施したいということで、本人がやるわけではない。農地法第3条調査書の中の第2項第7号（地域調和）について農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと見込まれるとあるが、これはまったく支障がないと見込まれるのか予測なのか意見を求めたい。

事務局主幹 農作業を取り入れた就労支援事業を実施したいということで、社会福祉法人ゆうゆうに就農経験者が一人おられ、その方を中心として障がい者が農作業を行うために、この農地を活用してしたいという申請内容になっております。

添付資料の農地法第3条調査 第2項第7号（地域調和）の部分ですが、土地改良区の組合員になる手続きを進めており、地域の防除活動・多面的活動にも参加するとの聞き取りから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれると事務局では判断し、議案に載せております。

議 長 休憩します。

議 長 再開いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、議案第2号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたしました。

< 日程第6 議案第3号 >

議 長 日程第6 議案第3号「当別農業興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第3号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、当別町が行う農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、番号1番から番号2番までの2件でございます。番号1番の申請人は、当該地に通信用アンテナを設置するため、農用地区域内の農地から除外するものでございます。番号2番の申請人は、当該地にもやし工場を増築し、加えて駐車場等を整備するため、農用地区域内の農地から除外するものでございます。

今回意見を求められている案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に合致することから、変更することが出来るものと考え

ます。

－議案書を朗読説明－

議 長
各委員
議 長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第3号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員
議 長

異議なしの声

異議なしと認め、議案第3号については、許可することに決定いたしました。

< 日程第7 議案第4号 >

議 長

日程第7 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長

只今議題となりました議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して、利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権の移転に係るものが4件7筆115,570㎡で、賃貸借の利用権設定に係るものが6件27筆、219,188.1㎡でございます。

尚、これら10件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議 長
議 長

休憩いたします。

再開いたします。

説明が終わりましたので質疑に入りますが、「農業委員会等に関する法律第31条の規定」により議事参与の制限がございますので、はじめに番号1番から4番・6番から10番の質疑を求めます。

各委員
議 長

質疑なしの声

質疑なしと認め、番号1番から4番・6番から10番については、決定をしてよろしいでしょうか。

各委員
議 長

異議なしの声

異議なしと認め、番号1番から4番・6番から10番については、決定をいたしました。

次に番号5番の質疑に入りますが、議事参与の制限がありますので、ここで休憩いたします。

【青山委員退席】

議 長

再開いたします。

次に番号5番について、質疑を求めます。

各委員
議 長

質疑なしの声

質疑なしと認め、番号5番については、決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声
議 長 異議なしと認め、番号5番については、決定をいたしました。
休憩いたします。
【青山委員復席】

< 日程第8 議案第5号 >

議 長 再開いたします。
議 長 日程第8 議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をさせます。
事務局次長 只今議題となりました議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」をご説明申し上げます。
これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について、当農業委員会の意見を求められているものでございます。今回意見を求められているのは、番号1番の1件でございます。これは、『農地中間管理事業』を活用して農地を借り受けたい旨の申し出があり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により「農用地利用配分計画」を定め、都道府県知事の認可を受けようとするものです。
今回意見を求められている案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号に規定する賃借権の設定等を受けるべき者の備えるべき要件を満たすものと考えます。
－議案書を朗読説明－
議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。
各委員 質疑なしの声
議 長 質疑なしと認め、議案第5号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議 長 異議なしと認め、議案第5号については、許可することに決定いたしました。

< 日程第9 議案第6号 >

議 長 日程第9 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」を議題といたします。
事務局より説明させます。
事務局次長 只今議題となりました議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議通知の要請について」ご説明申し上げます。
今回、斡旋の申し出がありましたのは、番号1番の1件でございます。これは、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る斡旋を受けたい旨の申し出があり、農地中間管理機構である北海道農業公社を含めた農用地の利用調整の結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対

する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、北海道農業公社による買入協議の通知を行うよう、当別町長に対して要請をしてよろしいか、その可否について決定を求めるものでございます。

－議案書を朗読説明－

議 長
各委員
議 長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第6号については、可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員
議 長

異議なしの声

異議なしと認め、議案第6号は、可とすることに決定いたしました。

< 閉会宣言 >

議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、第20回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻：午後5時08分 >

議案第3号 休憩中

森本委員 福祉法人が農地を持てると初めて聞いたのですが、法律上問題はないのか？見込まれるということは、何か問題があったときはここで審議されるというところでしょうか？

事務局（土井） 農地法施行令第2条第1項ハの部分で、教育医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地または放牧地を当該目的のに係る業務の運営に必要な施設のように供すると認められること。とあることから、社会福祉法人は農地を取得することが可能となっております。学校や地方公共団体など農地を所有できることになっております。これらの法人が農地を取得する上での許可の判断基準がこちらの農地法第3条調査書にあります第2項第3号（信託）、第2項第6号（転貸禁止）、第2項第7号（地域調和）の三項目を判断して、許可するか否かを農業委員会で判断することになります。

議長 地域に影響を及ぼさないか？との件ですが、野布瀬さんの土地は（重原会長と）地続きで目の届く範囲。ゆうゆうも農地保有適格法人になるべく段取りを進めていく中での先行書類になったと考えております。ゆうゆうの従業員一人が地元で農業研修をしており、草刈りや花壇整備もやっておりますので、地域の繋がりはもっていると思っています。理事長とは直接話はしておりませんが、研修している従業員とはそのところは念押ししてありますので、問題が起こることはないものと思っています。

稲村委員 農作業を取り入れた就労支援事業ということで、おそらく補助事業になっているとは思いますが、その計画については明示されていませんが、農業委員会としてはその計画について具体的にどの程度知りえているのか？

事務局（土井） 事業計画書は提出されております。補助事業の件ですが、社会福祉法人としての補助事業の活用は考えておりますが、今回の申請にあたって農地所有適格法人ではなく、あくまで社会福祉法人としての農地の取得ですと説明しております。農業者として認めてはいないので、産地交付金には該当しません。収入保険制度、共済等にもかける資格もありません。農業機械の補助事業にも参加する資格もありません。これらを十分踏まえた上での申請であることを確認しております。例えば今年のように天候不順等による農作物の被害があった場合にも何ら保証を受けることができないというのが実情であります。なので、いち早く実績を作っていただき、農地所有適格法人に移行できるようにした方が良くと農務課ともに案内させていただいておりますので、その辺も加味し、今回の許可申請についてご判断いただきたいと思っております。

且見委員 事業計画的なものを明記していただかないと農地所有適格法人を目指すという点では不安に思う。

事務局（土井） 現段階では、社会福祉法人が申請しながら、農作業を取り入れた就労支援事業を行うという事業計画書をいただいております。今後、農地所有適格法人に切り替わるときにはこれまで通り農地所有適格法人の審査委員会を開催して、営農計画の面で適切か否かの判断をさせていただく旨の説明をさせていただきます。

稲村委員 今の説明なので、農地の移動について、今回の農地の権利移動が合法的であるという説明でしたが、本当にそれでいいのかどうか確認した方がよいのではないのでしょうか

事務局（土井） ご説明させて頂いているとおり、農地法3条の許可をしてよいかどうかの判断基準が、農地法第3条調査書にありますとおりです。通常は7項目での判断ですが、社会福祉法人等に関しては、この3項目で判断することとありますので、事務局の見解としてはこの3項目にまとめた通りでございます。この場で農業委員のみなさんにご判断をいただきたい。この3項目の中でも、判断のポイントとなっておりますのが、第2項第7号（地域調和）になると思いますが、この土地を社会福祉法人ゆうゆうが所有するにあたり、周辺の農家のみなさんにご迷惑かからないか、農地を計画通り社会福祉法人の事業に使われるか、ご判断いただきたい。

狩野委員 現段階で農機具が何もない状態で、問題なく水田の管理ができるのか？一人の経験者だけで複数人の障がい者を指導しながら、農作業ができるのか心配。そもそもなぜ弁華別なのでしょうか？拠点が弁華別中学校だからですか？

議長 支援施設が弁華別中学校にあって国の畑を使って農作業をやっていた。その中の一人がものを作りたいということで、地域の中には行って研修を行っていた。そこで地域との人間関係を作り上げてきた。

理事長がやりたいというより、その職員のやりたい気持ちをそれを事業として結びつけることで事業拡大に繋がると判断して、今回の申請に至っている。

森本委員 今十分説明していただきましたが、会長のすぐそばで目が届くというものがあると思いますが、四丁八反というこの大きな面積、失礼ですが土もタイミングを逃すと耕すのも難しい土地だと認識しております。その中で本当にやれるのだろうか？許可は良いですが、草刈りもままならない状況になったときに委員会で指導していく等の条件が必要。ふつうは賃貸なんですけど、今回は売買なので、会長の土地のそばで、ってことだとは思いますが、数年後管理ができなくなった、指導者がいなくなったというのが一番怖い。そういうことも考えて話をされたほうが良いと思います。

会長 農地を所有するというので、逃げられないくらい真剣に考えているという考え方。賃貸ならだめなら辞めてもいいやとなりところを、土地をもってまで始めるなら、その覚悟はあるんだなというところから話が進んだ部分もある。

森本委員 会長が言っている覚悟はわかりますが、実際に三年も経ったら、覚悟が覚悟でなくなったときに周りに対して困る。関係ないとはならないので、その辺を委員会で詰める必要がある。

会長 将来的に農地保有適格法人になりたいという方向で進んでいるわけですから、順次報告も上がってくると思いますので、その都度、検討していければと思います。

且見委員 ただ、この調査書の第2項第7号の末尾、～支障は生じないものと見込まれる。という文言は変えるべきではないでしょうか？どっちでもとれる話になってしまうので、農業委員会で許可したでしょ？という話になりかねないので文言の修正をした方が良いでしょう。

事務局（土井） 実績がない団体なので事務局としては申請書から読み取れる判断しかできないので、この部分は「見込まれる」ということで、一番の森田さんのケースと同様にこのような記載とさせて頂いております。

森本委員 失礼ですがこのケースと森田さんのケースは違います。森田さんは何年も経験があって今回の申請に至っているのだから、そこを一緒にはしてはもらいた

くない。その言い方は憤慨です。

会 長 書類的な話をしているので。

森本委員 書類的であっても一緒にはしてほしくない。

事務局（局長） 経験と信頼関係のある方と今回の法人と一緒に考えるという意味ではなく、書類上の表記としては事務局としては同じ表記をしておりますし、団体だから新人だから個人だからではなく、同じ尺度の中で審査をしながら進めていることで同じという意味で、ご理解をいただけたらと思います。

会 長 このような案件なので文章で残すとはならないかもしてませんが、随時報告は・・・農業適格法人ではないから、報告書はでてこないのか？

事務局（土井） 報告の義務はありません。ただ今回見込まれると判断で許可したので、ちゃんとやっているかという話は農業委員会できると思います。見込まれるという状況で判断したのでできてない場合は指導もできると思います。新規就農者と同様に随時回って工程に入れ込むことは可能だと思います。

青山委員 これは新規就農ではない？

事務局（土井） 新規就農ではありません。

青山委員 社会福祉のための農作業の場として農地を持つということですね。収穫したお米は売買するわけでもないし、稼ぐわけでもない。最終目的は福祉で売買目的ではないということですよ。

会 長 将来的には農地所有適格法人になりたいといっているの、販売も考えていると聞いている。

青山委員 5丁近い土地を田んぼに管理させてくれれば問題はない。ゆくゆくは農地保有適格法人にむけてしっかりと管理していくということですよ。

会 長 田んぼと畑で全面積を利用する聞いております。逐一報告はしていきたいと思しますので、ご理解願いたいと思います。

山田委員 当然、水田ということで、田んぼになるのであれば当別土地改良区の方へ入るように代表者に指導をお願いしたい。

事務局（土井） 当別土地改良区へ入るよう指導しております。